

# 審 査 基 準

令和2年2月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第3条第1項
処 分 の 概 要 : 古物商の許可
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準)、第5条第1項 (許可の手續)、古物営業法施行規則第1条の3 (許可の申請)、第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 40日
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3032)
備 考 :